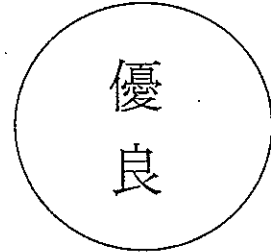


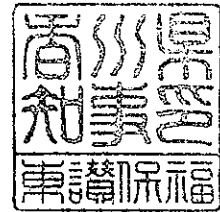
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番地の17
氏名 株式会社 姫路環境開発
代表取締役 山本 益臣
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



第14条の4第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成24年7月31日
許可の有効年月日 平成31年7月30日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
- ① 廃油 (揮発油類、灯油類又は軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - ② 廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - ③ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - ④ 感染性産業廃棄物
 - ⑤ 廃石綿等
 - ⑥ 燃え殻 次の物質を含むことのみにより有害なもの。(ア)鉛水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物)
 - ⑦ 汚泥 次の物質を含むことのみにより有害なもの。(ア)鉛水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物)
 - ⑧ 鉍さい 次の物質を含むことのみにより有害なもの。(ア)鉛水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物)
 - ⑨ ばいじん 次の物質を含むことのみにより有害なもの。(ア)鉛水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年7月31日 (当初許可)

平成19年8月7日 (更新許可)

平成24年7月31日 (更新許可)

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。